

我議第158号
平成24年7月31日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

我孫子市議会議長
川 村 義 雄

高濃度放射性物質を含む焼却灰の一時保管場所に関する質問状

千葉県が高濃度放射性物質を含んだ焼却灰の一時保管場所について、手賀沼終末処理場を候補地としたことに対し、我孫子市議会は、平成23年12月22日、平成24年3月23日に全会一致で反対の決議を行い千葉県知事に送付するとともに、平成24年6月7日には議長・副議長が責任ある立場の坂本副知事に面会を求め、受け入れ拒否の意思を表明いたしました。

しかし、我孫子市議会の再三の抗議に対し、何ら新たな提案もなく、また、候補地周辺の3自治会・町内会を対象とした住民説明会を平成24年6月9日に1度開催しただけで、平成24年6月18日に千葉県知事は、高濃度放射性物質を含んだ焼却灰を手賀沼終末処理場に一時保管することを、一方的に発表いたしました。

我孫子市議会は、この発表に対して、平成24年6月19日に議長抗議文を送付するとともに、平成24年6月20日には全会一致で3回目となる反対決議を行い千葉県知事に送付いたしました。しかし、千葉県知事は、現在まで何ら新たな提案をしていません。

つきましては、別紙の質問について、平成24年8月15日までに回答くださるようお願いいたします。

1. 最終処分場について

高濃度放射性物質を含む焼却灰の一時保管場所を決定する前提として、最終処分場が確保・決定されている必要があると考えます。

新聞報道によると、平成24年6月14日に鈴木栄治知事が細野豪志環境大臣と面会し、「最終処分場建設に確約を得た」としてはいますが、環境大臣とは、口頭での約束だけではなく、公文書を取り交わすべきではないかと思いますが、ご見解をお示しください。

また、環境省の「指定廃棄物の今後の処理方針について（概要）」では、必要な最終処分場などは、国が平成26年度末を目途に確保することを目指すとされ、工程表では、平成24年9月末までには候補地を決定（場所選定）するとなっていますが、受け入れ自治体の同意を得た具体的な候補地とスケジュールをお示しください。

2. 一時保管場所について

千葉県は、どのような経緯で手賀沼終末処理場に決定したのですか。また、その決定は、国有地、県有地、市有地（松戸市、柏市、流山市）、民有地（東京電力用地など）を含めての検討結果ですか。具体的な検討内容をお示しください。

仮に手賀沼終末処理場に4市1組合の焼却灰を置いた場合、保管量は1年分の2,500トンとのことですが、それ以上発生した場合の次の一時保管場所について、当然検討されていると思いますが、具体的な候補地をお示しください。

3. 手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場について

現時点でも、流域7市の高濃度放射性物質を含む下水道汚泥焼却灰が1,500トン以上保管され、さらに毎月約140トンずつ増加し続ける状況にあり、我孫子市、印西市及び地元市民はすでに放射性物質の保管について、広域的な責任を果たしていると思いますが、県のご見解をお示しください。

また、手賀沼終末処理場は下水道の事業認可を受けた施設です。下水道汚泥焼却灰はすでに、下水道事業の認可を受けた施設予定地上に保管されています。その上、4市1組合の焼却灰の一時保管場所とすることにより、下水道事業に支障が出ると考えますが、お考えをお示しください。

4. 実害及び風評被害について

仮に手賀沼終末処理場に4市1組合の焼却灰を置く場合、隣接する地域の実害及び風評被害（農産物、地価の下落、我孫子東高校等学校教育施設の入学希望者減少）に対して、どのように対応するのですか。お考えをお示してください。

5. 建屋の安全性について

仮に手賀沼終末処理場に4市1組合の焼却灰を置く場合、建屋は、自然災害（台風、竜巻、地震など）に対応できる構造になっていますか。

また、万が一、不測の事態が発生した場合の対応策をお示してください。

6. 運搬ルートについて

仮に手賀沼終末処理場に4市1組合の焼却灰を置く場合、手賀沼終末処理場への焼却灰の運搬ルートをご提示ください。

7. 住民説明会について

住民説明会は、平成24年6月9日に周辺の3自治会・町内会のみを対象として1回開催しただけであり、8,000ベクレル/kgを超える高濃度放射性物質を含む焼却灰の一時保管場所を決めるためのものとしては不十分であることは言うまでもありません。対象範囲を広げて（保管場所を含む、運搬ルート対象全域や焼却灰を出す地域など）説明会を開催する考えはありますか。お考えをお示してください。

以上